

（午後3時20分 再開）

○議長（小林 弘君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番12、9番 石橋君。

〔9番（石橋英和君）登壇〕

○9番（石橋英和君）今日の一般質問も有益なやり取りが行われていまして、私も皆さんの足を引っ張らないように、しっかりと頑張ります。よろしく願いいたします。

前回の議会で、墓園事業について18番議員が質問されまして、近年、墓じまいが急増している件を挙げて、今後の参考に、墓地利用者にアンケート調査をしてみてもどうかとの提案をされました。この提案は今の時期、まさに的を射たもので、私もその調査結果に大いに関心を持っているところであります。

新規契約を着実に増やし右肩上がりの経営を続けてきた、特別会計の優等生だった墓園事業が近年、新規契約数を墓じまいによる返還件数が上回ってしまい、使用率が前年度比マイナスの年が続いている状況であります。今後この値がプラスに転じることは恐らくもないのだろうと私は思っております。本市の墓園事業は今、間違いなく岐路に立っていると考えなければなりません。

市が実施したアンケートの結果は現在集計中で、年末の議会には質疑に応じられるとのことですから、またその折に18番議員が質問なり提案なりをしてくれるのだろうと期待しております。

さて、今回、私は墓園事業全般についてはなく、墓じまいに特化しての提案でございます。墓じまいによってほり出された遺骨の次なる行き先について意見を述べさせていた

だきたいと思っております。

家族が墓に詣でて先祖を供養してきたやり方に終止符を打って、墓を閉じて別の場所で誰かに遺骨の管理を依頼するわけですが、現在、橋本市内には遺骨を引き受けてもらえる施設は明らかに足りません。それぞれのやまれぬ事情で墓じまいをしていく家族が、その先を市外に求めるのも寂しいことでもあります。

もちろん、今の市民が一番大切なのですが、かつての市民も橋本に居続けてほしいと願います。墓園事業の一環として納骨堂を設置して、かつての市民に最後の居場所を提供していただきたいという要望でございます。

質問1番、市営の墓園において、過去3年間の墓じまいによる返還件数を尋ねます。

2番、市営の墓園において、墓じまいの相談に来た市民から遺骨の預け先を尋ねられたことがありますか。また、そのとき、どう答えていますか。

3番、市民に心の安らぎを与えるために、納骨堂の設置は有益だと考えますか。

以上、壇上での質問でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小林 弘君）9番 石橋君の質問、墓じまい対応としての納骨堂設置に対する答弁を求めます。

水道環境部長。

〔水道環境部長（下楠朋之君）登壇〕

○水道環境部長（下楠朋之君）墓じまい対応としての納骨堂設置についてお答えします。

墓園事業については、本市においても墓じまいを考える市民が増加している中で、今後、事業の方向性を検討していくにあたり、市議会からも様々なご提案を頂いております。

直近では、令和4年6月市議会定例会にお

いて18番議員より、これからの墓園事業を考えるにあたり市民アンケートを実施してはどうかのご提案を頂き、現在、橋本墓園、高野口墓園の利用者の方を対象に実施したアンケートの分析を行っているところです。

まず、一点目の、市営の墓園において過去3年間の墓じまいによる返還件数については、令和元年度は30件、令和2年度は16件、令和3年度は17件となっており、令和3年度末の各墓園の利用率は、橋本墓園では総区画数1,272区画に対し利用区画が1,078区画で利用率は84.7%、高野口墓園では総区画数419区画に対し利用区画が225区画で利用率が53.7%となっています。

一方、墓園利用率の推移を見てみると、橋本墓園が平成25年の90.6%が最も高く、以降年々減少しており、高野口墓園は令和3年度の53.7%が最も高くなっていることから、橋本墓園での返還が多く見られているところです。

次に、二点目の、市営の墓園において墓じまいの相談に来られた市民の皆さんへの対応についてお答えします。

墓じまいに関する相談のうち、将来を見据えた遺骨の預け先に関するものは、墓園管理料の納付書を発送した後などに年に数件受けることがあります。その際は、檀家になっているお寺で永代供養を行っているかどうか確認することや、金銭的に余裕がないとおっしゃる方には手元供養の提案等をしています。

最後に、三点目の、納骨堂を設置する有益性についてお答えします。

少子高齢化や核家族化の進む社会情勢において、現在、お墓に対する市民の考え方やニーズに大きな変化が生じています。今回実施したアンケート調査においても、「従来型のお墓では将来的に子や孫に迷惑をかけてしまうのではないか」「高齢になったことで地理的に

も体力的にも維持管理が難しくなっている」と不安を感じている方が多数見受けられることから、納骨堂はお墓の管理問題における一つの解決策であることは認識しています。

納骨堂の有益性については、アンケート結果や他市の状況も踏まえ、市で設置するのが望ましいか判断していきたいと考えます。

○議長（小林 弘君）9番 石橋君、再質問ありますか。

9番 石橋君。

○9番（石橋英和君）ありがとうございます。

ほとんど死語に近い言葉ですが、家督を相続するという言葉があります。家督相続とは、相続人がその家の当主に収まり、家業を継ぎ、財産を譲り受け、墓を守っていくことであります。家督が末永く守られていくことを各家々の一番の願いとして、多くの犠牲を踏み台にしながらも代々家督は引き継がれてきました。

その時代、家督の相続権は長男にあり、長男は家を継ぐべき男児として、他の兄弟とは違う待遇を受けて育てられました。後の時代でもこの長男家督相続の制度は民法で保障され、近代日本社会の一つの柱として意義を持ち続けました。この時代の長男たちは特別な権利を持っていたと同時に、特別な義務と責任を負わされていた時代でもありました。

やがて、子どもたちの平等性が尊重される時代へと変わり、昭和22年の民法改正により、長男家督相続の制度は終わりました。とはいえ、社会のしきたりがすぐさま変わるものもなく、今でも長男夫婦が親を見ている、財産を引き継いで墓を守っているという例はたくさんあります。

ただ、今日の日本社会では、次男でも三女でも財産分与の訴えを起こせる時代であるということであり、また、その裏返しとして、次男や三女が兄に対して、長男なんだから親

を引き取り、墓を守れといった要求は通りにくい時代でもあります。昔なら兄弟間でもめなくても済んでいた相続問題ですが、昨今、平等なるがゆえに深刻なもめごとになってしまっている例も多くあります。

基本的にどの兄弟夫婦も、財産は欲しいけど親と墓は要りません。兄弟がそれぞれ結婚して伴侶を持てば、自分の家庭が一番大切になるのは分かりますが、ふだんから兄弟間で交流を持ち、話し合える関係を維持しておかなければ、ささいな相続争いで円満な兄弟関係を壊してしまうことになりかねません。

さて、お墓ですが、新しいものならまだしも、明治や大正時代の墓石がずらりと並ぶ墓となると、ずしりと威圧感があります。その家の起源と以後の系図を証明する証拠品の保管場所でもあり、墓が家督の一つに挙げられるゆえんでもあります。

そんな、決して軽くない意味合いを持つお墓が、今、日本中で急激に撤去され始めています。墓じまいをしたいと言い出せば、親族は大概、先祖に申し訳ないと言いますが、親族の思いとは裏腹に、当事者家族は将来の重荷に耐えかねて実行に移していきます。時代が向いている先は間違いなく墓じまいであります。時代の流れにあらがうことはできません。

さて、その墓じまいとはどのように行われていくのでしょうか。一般には、まず僧侶を頼んで、墓石に宿っている魂を抜く法要から始まります。これにより墓石は自然の石に戻り、廃材としての処理が可能になります。

次いで、墓じまいでの最大の問題は、各墓石の下に埋葬されている遺骨の次なる行き先であります。僧侶の供養いかににかかわらず、人骨は勝手に放置することも処分することも許されません。墓じまいでほり返された遺骨の管理を次の誰かに委ねなければなりません。

何百万円もかかる納骨堂での永代供養を希望する人、ビルの中の施設で安置し続けてもらう方法、遺骨を粉碎して海にまく人、最近よく聞く、樹木の根元で土に返す方法などいろいろあるようですが、いずれも民間企業や宗教法人などの経営によるもので、それぞれに費用がかかります。

さて、墓じまいが急増している状況下、現在の橋本市において、家族が希望するような施設は足りているのでしょうか。一例として、納骨堂について調べてみたところ、やっと1軒、お寺に納骨堂がありましたが、引受けはその寺の檀家もしくは檀家の紹介が得られる人に限定されており、狭き門という印象であります。墓じまいにより市内でほり返された遺骨のほとんどは、市外のいずれかの施設でお世話になっているのが現状だと考えられます。

今の橋本市の礎を築いてくださった方々や、縁あって他府県から橋本市へ転入してこられ、この地で人生を閉じられた方々が、後に家族のご事情で墓を閉められることになったとしても、この方たちが生きた痕跡は橋本市内にとどめおかなければなりません。彼らが愛したこの橋本市を見渡せるところで眠り続けていただかなければなりません。橋本市墓園事業の次なる市民サービスとして、納骨堂の設置を要望いたします。

答弁ありがとうございます。簡単に私の考えを今、言わせていただきました。それで、答弁の中で挙げていただいた直近3年間の墓じまいによる墓園の返還件数が、過去3年間で足してみますと63件ということですが、これは使用済み墓じまいの返還もあれば、未使用で返還される方もおられると聞いておりますが、これは全て使用での返還だったんですか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（小林 弘君）水道環境部長。

○水道環境部長（下楠朋之君）これは使用、未使用を含めての件数になります。

○議長（小林 弘君）9番 石橋君。

○9番（石橋英和君）私は墓じまいによる返還件数について教えてくださいという質問を出しておりますので、墓じまいということは使用していたお墓を閉めて市にまた返還されたというふうに解釈できるかなと勝手に思っておったんですけども、一応尋ねてみたんですけども、とにかく直近3年間で63件、使っていた方から戻されてきたと。

それで、こんなことを聞いたらちょっとあれかも分からないんですけど、この63件の方々が、後、どのように遺骨をされているかというのは、ある程度把握はされていますか。

○議長（小林 弘君）水道環境部長。

○水道環境部長（下楠朋之君）墓じまいされた後の遺骨につきましては個人にお任せしておりますので、私どものほうで詳細までは把握しておりません。

○議長（小林 弘君）9番 石橋君。

○9番（石橋英和君）それはそこまでの義務もないことだと思いますので、それで結構かと思うんですけども、でも、3年間でこれだけの方が、お墓には必ず遺骨を納める場所があって、それをほり出して、全くの更地にして返却しなきゃいかんことになっているので、必ず一つ墓じまいをすれば遺骨というのが上がってくるわけなんです。

市で発生しているのはこれだけだとしても、多分、私も全部なんかとてもよう調べんかったですけど、市が管理している墓以外に各区にはお墓がありますし、お寺にもあります。だから、多分市が管理している、市の経営しているお墓の個数の10倍や20倍は橋本市内に点在しているんじゃないかなと、これは想像だけですけど。

市の管理している霊園の墓地の所有者だけ

が今、墓じまいが増えてきているのでは決してなくて、以前から、村墓という言葉を使うんです、旧の各区で持っているような墓はよく村墓とか言いますか、そういうお墓の方たちもやっぱり時代とともに墓じまいというのは増えてきているんだらうと安易に想像するわけなんですけど、そんな人たちのお墓の数を入れれば、もっと多くのお墓が閉められていっているし、そこからは本当にすごい数の遺骨がほり返されてきていることになるんですけども。

一般的に永代供養、18番議員もこの前、永代供養という言葉が使われていましたが、永代供養という形で、ご家族が毎年墓に参って供養できなくなることで、別の施設、別の誰かに後を一応管理をお願いするという永代供養の方法を取るんですけど、それが、私、全部とてもよう調べきらなかったんですけど、できるだけ調べたら、市内ではほとんどなかった。

1軒、うちにありますよというお寺さんがおられたんだけど、先ほど言いましたように、うちの檀家さん用なんですよというお話で、とてもそんな市内全体のたくさんの数は、お願いなんかちょっとこれは不可能だなという気がしました。

だから、この近隣では、やっぱりさすがに高野山は永代供養の施設が結構、何軒かあります、あそこは。ネットでも永代供養と打つと、高野山で何件か確かに上がってきます。それはそれで近所にあるのはありがたいし、ただ、ちょっと見たら値段が非常に、最初お願いする値段が非常に高いものがあったりしたのでちょっと驚いたんですけども。

それと、今、樹木葬というんですか、自然の木の根元に置いて、それこそ長い年月の間には土に返っていくんでしょ。そんなやり方も今あるようで、それは橋本市内にあるようです。あえて名前は出さないことにします

が、そういうところへお願いする方法もあるようです。

ただ、一般的にやっぱり昔から多いのは、永代供養だとしたら、今の橋本市の現状は足りないんじゃないかと。ほとんどがもう市外で、市外のどこかへ行かないと、市内ではとても預かってもらえないんじゃないかという、そんなに徹底的にはよう調べてないんですけども、ざっと調べたら、そんなような結果でした。

だから、先祖のことを橋本市民がお願いしたくて、橋本市の霊園を買ってというか実際は借りるんですけど、そこをお願いしたら、墓を家族が見られなくなったら、その延長上にもう一つ、もう1段階、市の住民サービスとして納骨堂まで今はやってあげないと、市民が行き場所に困る時代になってきつつある。今後ますますそれは顕著に増えていくんだろうという、そういう予測の下に、今それを何とかできないでしょうかという話をさせていただいております。

それで私調べて、1軒お寺さんがそういうのはあったんですけど、当局のほうで、いやいや、市内にほかにもこんなところがあると聞いていますよと、どこかあればお聞かせ願えれば。

○議長（小林 弘君）水道環境部長。

○水道環境部長（下楠朋之君）私どものほうではそういった詳細については把握はしておりません。

先ほど議員おっしゃったように、1寺あるというお話、橋本市に1軒あるというところ、それから樹木葬をされているところ、そういったことの程度の知識にとどまっております。

○議長（小林 弘君）9番 石橋君。

○9番（石橋英和君）やっぱりその程度だと思います。調べもれがそれは若干、私もあるのかも分かりませんが、そんなにたくさん、

今、収容するキャパは持っていないというのが現実だろうと思います。

それと、先ほど答弁の中にありました、自宅へ持ち帰る、何という言葉を使っていたか、自宅の仏壇へ保管するという方法もあるんですね。それは私初めて今、答弁で聞かせてもらったんですけど、なるほどそういう方法もあるのかなとは思いますが、どうでしょう、それだっけずっと自分で管理していかなきゃいかんわけで、そんなに大勢の方がそれを選ばれてはいないんじゃないかという気はします。

それと、高野口の火葬場へこの件を尋ねに行ってきました、確かに高野口火葬場の裏に、納骨堂じゃなくて納灰堂かな、斎場だけに、残骨という言葉がふさわしいかどうか分らんけど、お骨を焼いた、仏さんを焼いた後、骨がたくさん出て、親族が持ち帰るのは骨壺1杯分だけ持ち帰って、あと骨が当然余ってくるわけですよ。それを業者に頼んで灰にしてもらっていると。それも一応全部一緒にして、敷地の裏で、あそこへ納めているんだという話で。

そこへ、墓じまいしてお墓の行き場所がなくなった人がこちらへお願いに来ることってあるんですかとお尋ねしたら、ゼロじゃないです、その方がおっしゃるのは、過去に2件ぐらいありましたかねと。

ただ、くれぐれもその人には言うんですけど、もうほかの骨を焼いて粉碎してとなったら一緒に大きな袋へ入れますから、あなたの分はこれですよとか、将来また若い人たちがもう一回返してくださいと言われても絶対駄目ですよと、しっかりとお伝えしていますということでした。

だから、その方がおっしゃるのは、過去にお二人ぐらいだったというので、そこもそんなにたくさん持ち込ませていただける場所で

は結局なかったようで、高野山にたくさんあるのか、大阪は確かに多いです。大阪は多いです。

だから、橋本市でその後、墓じまい後、安置されているご遺骨というのは非常に少ない。それは非常に寂しいことじゃないかなと。だから、市内どこかでそういう施設を造れないかという、今回ののはもうそれしかないんです。それだけの提案なんですけども。

アンケートで何らかの要望とかも書かれている方もおられるでしょうし、将来墓じまいしたいという希望の数も結構な数が多分出てくるんじゃないかなと想像していますが、アンケートはしょせんアンケート。全てアンケートで市の行政というのを決定しているわけでもなくて、今、集計結果が出ていないにしても、アンケートは参考としては見させてもらうけど、市の考え方というのはこういう考え方で進めようとしていますという、その部分をお聞かせ願えれへんかな。

○議長（小林 弘君）水道環境部長。

○水道環境部長（下楠朋之君）アンケート結果だけにとらわれずにご質問の趣旨かと思えますけれども、市の方針につきましても、アンケート結果だけにとらわれず、いろいろな種々の条件等、要件等を考慮しながら決定していくわけなんですけれども、アンケート調査というのは市民の皆さまの大切な声ですので、将来の墓園事業を検討するに当たって、基礎資料として活用の方をしていきたいと思っております。

○議長（小林 弘君）9番 石橋君。

○9番（石橋英和君）もうそんなにだらだら時間かける必要のない、これだけ、市長どうですか、一言お願いします。

○議長（小林 弘君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）石橋議員の質問にお答

えます。

私も実は墓じまいを考えておりました、後どうしようかなとは思っています。両親については高野山の大円院に永代供養の費用も支払って遺骨を預けています。父と母の骨はお墓にはありませんので、だから、火葬のときの人からだと思うんです、遺骨を持っているというのは。土葬のときはそんなことがなかったというふうに思います。

ただ、行政が納骨堂をやるということの問題をちょっと考えらなあかんのかなと。政教分離の原則もあります。もう一つは宗教。橋本市が皆、真言宗だったらいいんですけど、浄土宗とか浄土真宗とか、そういう宗派の違いもあると思いますし、ただ骨を預かって置いておくだけでいいのかなと。やっぱりそれなりの、納骨堂をやる以上は安心して預けていただくためには、サービスの提供というのは必要になってきます。

そうすると、全ての宗派の人たちにお経を読んでもらうとか、そういうことが果たして可能なのか。そして、これから当然そういう、お寺さんがそういうビジネスを考え出したときに、一時、高野口のほうでそういう、空き家を借りたビジネスをやりたいという話は一時聞いていたんですけども、そのまま立ち消えになったみたいですけども、結局、ほんまに行政できちんと永代供養をして、大切に維持管理をしていけるのかということもやはり考えていかなあかんのかなと思いますし、なかなか、政教分離の原則がありますので、そこで果たして一種の事業みたいなものなので、それでお金を稼ぐというのはどういう問題が出てくるのかなというふうに思います。

これ非常にデリケートな問題で、多分、墓じまいした人でも、例えば大阪に住んでいる人が、もう両親のお骨をやはり自分の家の近くのお寺に納めるとかということも多いと思

うので、63件やったかな、その全てがそういうふうになったとは思いませんし、いろんな状況を見た中で、本当に行政が納骨堂という新しい事業をすることがいいのかどうかという確認もしていかないといけないのかなというふうに思いますし、やはり各宗派でお経も違いますし、そういうことも含めて、どういう方法でやるんやとかがあると思いますし、高野山との関係も出てくるのかなというふうにも思います。

今後これについては、アンケート調査を見て、そして将来のこともしっかり協議した中で考えていきたいと思っています。

いずれにせよ、墓園事業はどこかで終息させるということも考えておく必要があるのかなというふうに思います。このままどんどん減っていくようであれば、どこかでそういうけじめをつけていくということも必要かなというふうに思いますので、今、納骨堂の建設についてをお聞きしていますけど、明確にはお答えできないなど。

ただ、永代供養であるとか、本当に難しい問題がついて回ってきます。実際に、本来ならお寺にやってもらうのが一番いいのかなとは思いますが、その辺も含めて、これから検討課題かなというふうに、思います。

私は家じまいまで考えていますから、そういういろんな問題がこれから出てくると思いますので、そういうことも含めて、これからいろいろ考えていく時代が来ているのかなということで、これからアンケート調査を見ながらしていけたらなというふうには思います。

○議長（小林 弘君）9番 石橋君。

○9番（石橋英和君）どうもありがとうございます。市長が墓じまいを考えているというのは初めて聞きました。

いや、実は私のところも本当にいつかは考えないかんことだとはもちろん思うんですけど

も、今、市長がおっしゃった、宗教っていろいろたくさんあるから、それをどうすんのかというのは私も実は一番大きな問題だなと思って考えて、1軒、納骨をやられているお寺、真言宗のお寺なんですけど、宗派はと言ったら、宗派は問いませんとおっしゃっていたかな。

だから、永代供養と、供養という言葉がつけばお経なり何なりの供養が必要になるんだろうけど、それは供養というのは実際、宗派を問わずに、お預かりした以上はもう無理だと思っんです。もう世界中、日本中に宗派なんて何百とあるんちゃうかな。そんなも全部、どんな宗派でもちゃんとそこのやり方で供養しますよというのは、それ現実問題は不可能で、高野山もそんなことはやれるはずがないじゃないですか。

でも、高野山も宗派を諸問わず預かりますと言うから、何で真言宗の高野山が宗派問わず預かりますって、ちょっと不思議な気もしたんですけど、一応そういう条件でお受けしているんですということです。

だから、その宗派で檀家の供養をずっとやりますというんだったら永代供養ということは可能だと思っんですけど、もうとにかく困っている、宗派は関係なしでお預かりするんですよという、もう預かっていただくだけというふうな割り切り方をしないと、絶対これはもう不可能なことだなと思っと思って、ほんで実際問題それをやられている、樹木葬にしたって、供養は実際は不可能だろうと思っし、宗派も問わないということですから、もう預かりますよということではいかなきゃしょうがないのかなと思っったとき、それだったら橋本市も預かりますよというのは可能なのかなと思っしました。

それと、預ける側の、やっぱり自治体の安心感といいますか、別に宗教法人が預けるの

がという言うつもりはさらさらなくて、民間企業でという話も今、市長はされていたけど、何か将来大丈夫かなと、そんな言い方はしないほうがいいんだろうけど、でも、やっぱり自治体に対する信用というのはもっと高いはずだから、だから、預かってくれるんだったら自治体で預かってもらったら安心だなという市民の安心はそこに必ずあるし、お宅の宗派での供養はできませんからねというのをもう最初に言った上で預かりますよと言ったら、ああ、ありがたいなと思う市民がいっぱいこれから先増えてきて、いっぱいおるんだろうと思います。だから、そういう人たちの救済の意味も兼ねて、どうかそれは前向きに検討をお願いしたい。

それと、市長の言葉にアンケートの言葉もありましたけども、それはせっかく実施したアンケートだから、当然どんな意見があるのか耳を傾ける必要はあると思うんですけども、でも、市の考えとして、やっぱり必要なものは必要だということも考えに入れてやってほしいなと思うんです。

もう一回市長にお願いしても、もう。お願いできますか。

○議長（小林 弘君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）石橋議員の質問にお答えします。

なかなか難しい問題で、何にも供養もせえへんのに、ただ遺骨を引き取るというようなことになると、やはり維持管理費が全く出てこないということにもなって、全てが市で持ち出して管理をするということ自体が、一部の人たちだけがそれを賄えるというのがほんまに正しいのかどうかという問題もあろうかと思います。

今、移住の関係で、空き家の関係で、仏壇を預かってほしいという要望も実際にあるん

です。しかし、それも、例えばセットできるとか、いろいろそういう問題も実はあって、本当に今それはなかなか預かることもできませんし、やっぱりなかなか、そういう環境が醸成してきたときに行政でもやっていいのかなというふうなことで、近々に造る問題でもありませんし、これからもう少し墓園事業を見た中でやっていくというふうなことも大事かなと。

やはり一度建てててしまいますと、大きなものを造り過ぎても困りますし、先ほど僕、土葬の問題を言いましたけど、じゃ、村墓のところにある土葬した、その骨はどうすんのよという。もう墓がなくなったときに、その土葬した用地をどうするという、もうこれ全てにつながってくるのかなというふうにも思います。

そういう条件をやはり、仏壇の問題であったり遺骨の問題であったり、そういうことも含めて、行政としてどこまでやっていくことが正しいのかというようなことをまず考えた上で、こういう規模のものを造る、じゃ、用地はどこに造るんやというふうにしていくことも大事かなと。

先ほど高野口斎場のお話が出ていましたけど、あれも袋へ詰めて置いてあって、倉庫が満杯になったので、そこからまず出して、そこへ供養できるようなことにしてあります。これからもそういうのがどんどん出て、たまってきます。また、ひょっとしたらもっと広げらんなということも問題になってくると思いますし、もう少し環境、そういう、市で納骨堂を造れというような環境になってこないと、やはり宗派の関係もありますし、ほかの宗教の、キリスト教もそうでしょうし、そういうことも含めて、どういうふうな市民の理解が、造ることによって得られるのかということも十分精査した上で造っていくというこ

とになるかと思えます。

一つ言えることは、私の任期中に造ることはありません。

○議長（小林 弘君）9番 石橋君。

○9番（石橋英和君）おっしゃることはよく分かります。確かに、ちょっとたやすくは扱えない問題ですよ。それは私も重々分かった上で。

だから、今までほとんど日本では家族がお墓をずっと営々と守ってきて、それが日本のしきたりであったわけですよ。それで今までやってこれたのに、何であるとき突然、それもうできないんだと一斉にこんなに皆が言い出すのかなという不思議な現象を目の前にしとるわけなんですけども、でも、やっぱり行政ってどんなことが起ころうと、目の前に起こったことを対処していかなきゃあないじゃないですか。

だから、そういうしきたりが、日本のしきたりが今大きく変わろうとしている。でも、古いしきたりで、預かった以上は供養せいかんと、もう確かに我々の年代の人間はそういうふうには確かに思います、私も。そんなもんやっぱり預かったら、供養せんと放っとくれへんやろうと思うんだけど、でも、今その家族、今まで墓をそうやって守ってきた人たちがもう要らんとみんなが言い出したら、一つの時代の変り目としてこれも受け止めて、

それで、預かる側もちょっと時代なりに頭も切り替えての対応で行かんと、もうちょっとこれは手に負えないという気もしますので、だから、私たちの思う古いしきたりでじゃなくて、今それだけ大勢の人が、多分困るやろうな、どうするんだろうなと、その人たちの何とか救済のためにはこれしかないわと言うんだったら、もうそれで行かんとしゃあないじゃないですかという意見としてお聞きいただければと思うんです。

だから、将来またそういうことも検討していただければと思います。これで終わります。

○議長（小林 弘君）9番 石橋君の一般質問は終わりました。

---

○議長（小林 弘君）お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ延会し、明9月14日午前9時30分から会議を開くことにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、そのように決しました。

本日はこれにて延会いたします。

（午後4時7分 延会）